

船舶事故調査報告書

平成24年3月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年5月6日（金） 12時30分ごろ～12時50分ごろの間）
発生場所	熊本県 ^{うまき} 宇城市 ^{おおたお} 大田尾漁港沖 上天草市所在の三角灯台から真方位055° 2.3海里付近 （概位 北緯32° 38.9′ 東経130° 28.9′）
事故調査の経過	平成23年5月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{たくみ} 匠、6.34トン 293-23223熊本、個人所有 11.19m (Lr) × 2.31m × 0.72m、FRP ディーゼル機関、161.81kW、昭和54年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年3月12日 免許証交付日 平成22年3月15日 （平成27年3月14日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、大田尾漁港沖の釣り場に到着し、水深が約20～25mのところを錨を入れて錨索を右舷船尾部に係止したのち、釣りを行った。 船長は、平成23年5月6日12時30分ごろ、釣りを終えて帰航することにし、船首甲板で釣り具を片付けたのち、操舵室に入って機関を始動した。 同乗者は、右舷船尾甲板で揚錨の準備を始め、船長が揚錨しやすいように機関を後進にかけてくれるものと思って待っていた。 同乗者は、機関が始動したのちも後進がかからないので、操舵室を見たところ、船長の姿が見当たらず、12時50分ごろ、右舷側の海面で溺れそうになっていた船長を発見し、クーラーボックスを投げ込んだが、船長は、クーラーボックスをつかむことができなかった。 同乗者は、本船を操縦し、後進して錨を外したのちに船長に接近したところ、船長がうつ伏せの状態顔が海に浸かっていたので、フックを船長

	<p>の上着に掛けて引き揚げようとしたが、引き揚げることができなかった。</p> <p>同乗者は、海上保安庁へ通報し、巡視船が到着するまでフックで船長が沈まないように支えていた。</p> <p>船長は、海上保安庁の巡視船に引き揚げられて大田尾漁港に向かい、救急車で病院へ搬送されて死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>本船は、同乗者が操船して熊本県三角港に帰港した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	<p>船長は、健康状態が良好であり、本船で週に2～3回釣りに出掛けていた。</p> <p>本船の操舵室は、左右に出入口があり、操縦席が右舷側にあつて舵輪や操縦ハンドルが設置されていた。</p> <p>本船は、本事故当時、左右の出入口がいずれも開放されており、操縦ハンドルは、同乗者が本船を後進させる前には中立の状態となっていた。</p> <p>本船では、操舵室左右の甲板通路が狭いためにブルワークの上を歩いて移動しており、左舷側のブルワーク上には滑り止めを付けていたが、右舷側のブルワーク上には滑り止めを付けていなかった。</p> <p>本船の甲板上は、本事故当時、釣った魚を洗うために海水を流していたので、濡れていた。</p> <p>本船は、本事故後、船首甲板に置いていたビニール製のバケツがなくなっていた。</p> <p>船長は、釣り用のベスト及びウインドブレーカーのズボンを着用して運動靴を履いていた。</p> <p>船長は、泳げなかったが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、大田尾漁港沖において錨泊中、船長が、12時30分ごろ機関を始動したのち、12時50分ごろ右舷側の海面で発見されたことから、この間において落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船の右舷側の海面で発見されたことから、操舵室で機関を始動したのち、操舵室から出て本船の右舷側を移動中に足を滑らせて落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、大田尾漁港沖において錨泊中、船長が、12時30分ごろ機関を始動したのち、12時50分ごろ右舷側の海面で発見されたことから、この間において落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船の右舷側の海面で発見されたことから、操舵室で機関を始動したのち、操舵室から出て本船の右舷側を移動中に足を滑らせて落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、大田尾漁港沖において錨泊中、船長が、12時30分ごろ機関を始動したのち、12時50分ごろ右舷側の海面で発見されたことから、この間において落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船の右舷側の海面で発見されたことから、操舵室で機関を始動したのち、操舵室から出て本船の右舷側を移動中に足を滑らせて落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、大田尾漁港沖において錨泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>								

参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 暴露甲板で作業を行う場合には、救命胴衣を必ず着用すること。
----	---